

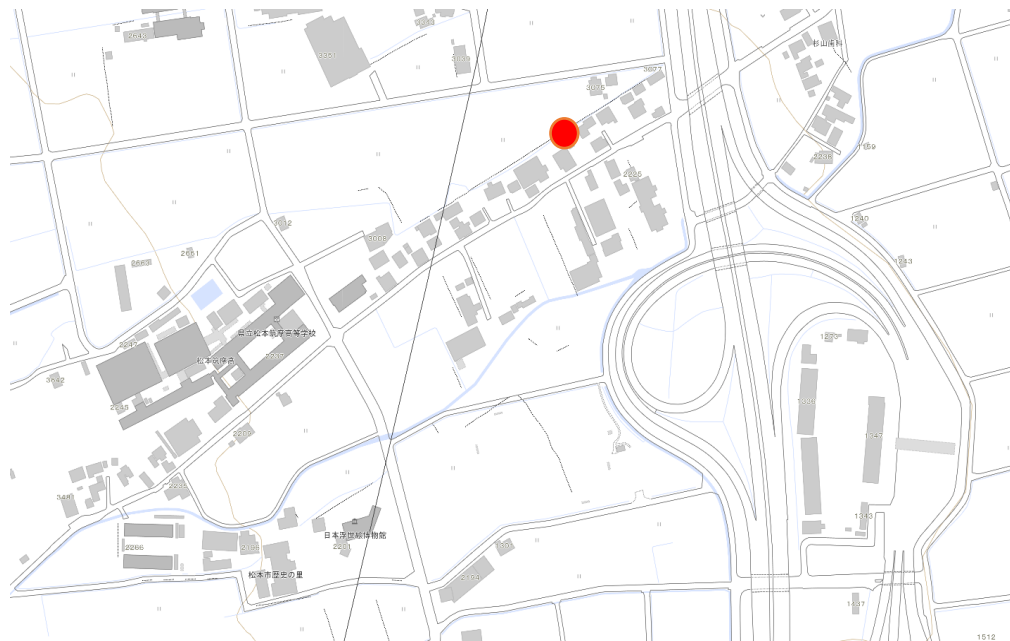
物 件 調 書

物件番号	2
------	---

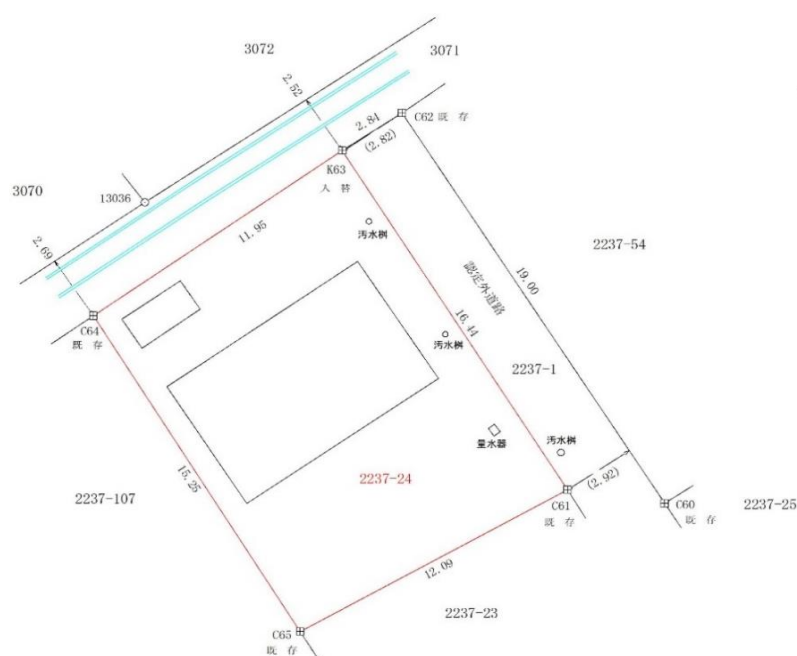
島立住宅A(建物付)

所在地		松本市 大字島立 字渡場原 2237番24						
住居表示		松本市 大字島立 2237番地24						
土地	実測面積	190.19㎡（約58坪）			地目	宅地		
	公簿面積	190.19㎡（約58坪）						
地	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県	所有権以外の権利(乙区)	なし		
			権利の種類	所有権				
建物	構造・面積間取り等	居宅 昭和46年3月築 コンクリートブロック造 セメント瓦葺 平家建						
		49.67㎡	和室6畳×2、和室4.5畳×1、台所、浴室、トイレ					
	登記簿記載事項	所有権に係る権利(甲区)	所有者	長野県	所有権以外の権利(乙区)	なし		
			権利の種類	所有権				
	付属建物等	物置 コンクリートブロック造スレート葺 平家建 3.51㎡						
法令に基づく制限		都市計画	都市計画区域(市街化調整区域)			指定建ぺい率	60%	
		用途地域	無指定			指定容積率	200%	
		都市計画施設(都市計画道路、都市公園等)				施設区域に該当なし		
		特別用途・その他の地域地区				指定なし		
		防火・準防火地域				指定なし		
		文化財保護法(埋蔵文化財包蔵地等)				周知の埋蔵文化財包蔵地の指定なし		
		砂防三法 (砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域)				指定なし		
		土砂災害防止法(土砂災害警戒区域、同特別警戒区域)				指定なし		
		洪水ハザードマップ				浸水想定区域(0.5m以上3.0m未満)		
		その他				松本市景観計画、松本市屋外広告物条例		
接面道路	位置	種類等		道路幅員	道路後退	接道幅(間口)	道路に対する敷地の高低	
		なし						
私道の負担に関する事項	負担の有無	なし	負担の内容		－			
建物の石綿(アスベスト)	調査	未調査			－			
建物の耐震診断	調査	未調査			－			
建物状況調査	調査	未調査			－			
現況及び従前の利用状況	現況	居宅 1棟、物置 1棟						
	従前	職員宿舍						
電気・飲用水・ガスの供給並びに排水施設の整備状況		施設の種類(業者名)			施設整備の整備・負担状況			
	電気	中部電力㈱			引込可			
	上水道	公営水道(松本市)			権利φ13mm	メーターあり		
					引込管径不明			
	ガス	プロパンガス						
	下水道	公共下水道(松本市)			負担金	清算済		
公共枵					設置済			
交通機関	鉄道	松本電鉄上高地線	大庭駅	南東方へ約	1.6km			
	バス	地域連携バス(松本島内線)	浮世絵博物館・歴史の里	南西方へ約	0.4km			
公共施設(現地からの直線距離)	市役所・役場	松本市役所島立地区地域づくりセンター			南東方へ約	2.1km		
	小学校	松本市立島立 小学校			南東方へ約	2.1km		
	中学校	松本市立松島 中学校			北東方へ約	0.9km		
参考事項	物件調書は、あくまでも県有財産の買受希望者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず買受希望者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。なお、物件調書及び物件に関する資料と現況が異なる場合は、現況を優先します。							
	建築基準法上の道路に接道していません。そのため建替等により建築物を建築する場合、宅地延長又は建築基準法第43条第2項第2号の適用(「松本市建築審査会事後報告許可基準4」に基づき周辺地権者の同意)が必要になります。詳細は松本市建築指導課建築担当へお問合せください。							
	建築物の新築等、景観法第16条第1項に規定する行為を行う場合は同条に基づく届け出が必要です。松本市景観計画、松本市屋外広告物条例、松本市中高層建築物の建築に係る良好な近隣関係の保持に関する条例等があります。建築物を計画の際には松本市建築指導課へお問合せください。							
	市街化調整区域のため建物建築の際には都市計画法に基づく手続きが必要になります。既存建築物の1.5倍以下、同構造、同用途の場合、都市計画法第43条第1項の許可を要しない増改築の照会により建物建築が可能となります。その他許可基準等詳細は松本市役所建築指導課開発担当へお問合せください。							
	敷地北側に、電柱用支線が存置されています(中部電力へ敷地貸付)。							
	物件のアスベスト調査、耐震診断、建物状況調査、地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っておりません。							
売却物件には、建物に付帯する給湯設備、流し台、風呂、便器その他設備及び、擁壁、囲障、庭木その他造作等並びに管理用の囲い(杭及びロープ)を含み、現状有姿で買主に引渡します。建物及び設備、工作物等については、それぞれの専門業者による点検等必要な措置を行い、安全及び使用方法等を確認のうえ使用してください。								

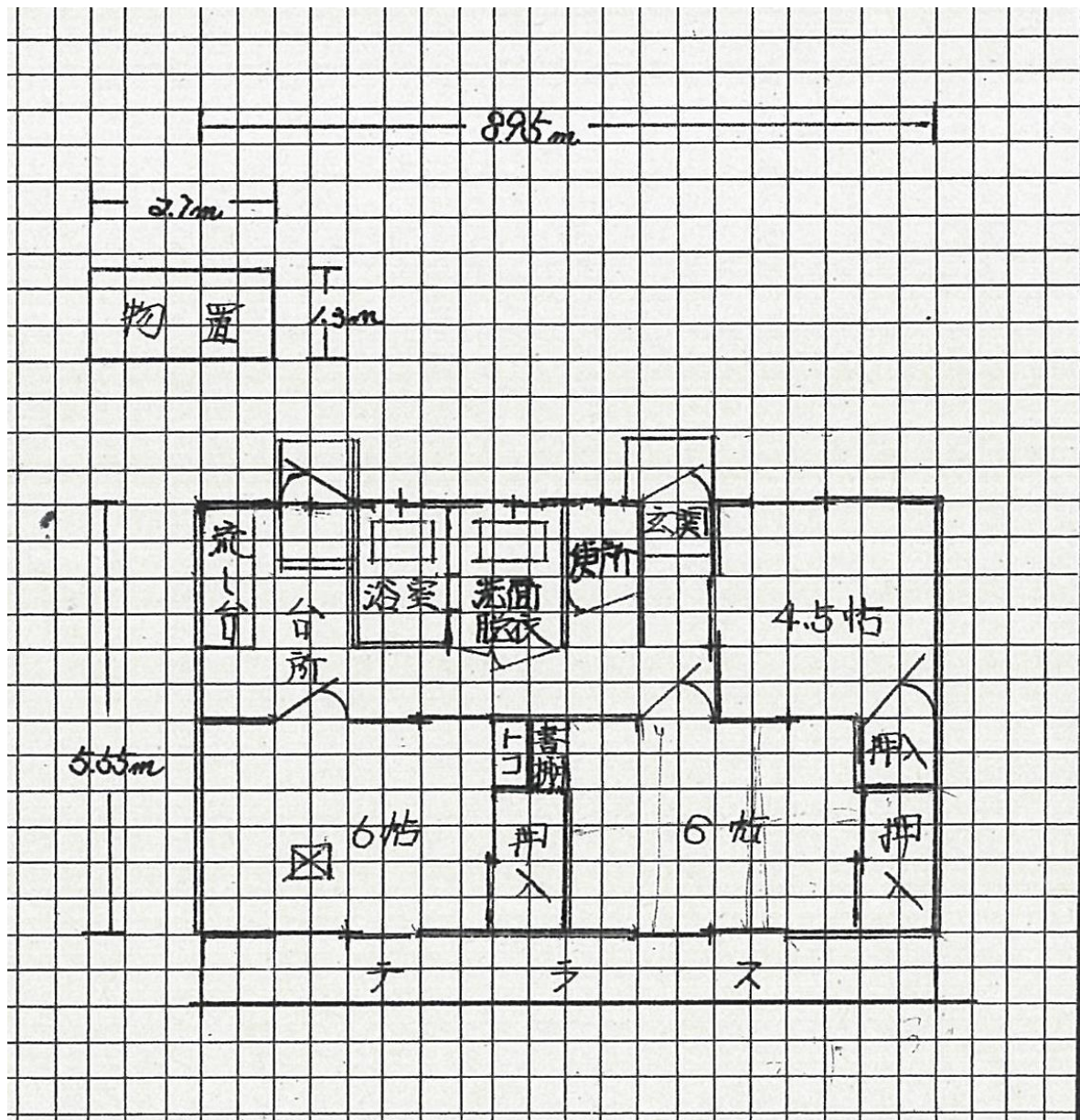
案 内 図



明 細 図



建 物 平 面 図



* 現況と図面が異なる場合は現況優先とします

物 件 写 真

外観



物 件 写 真

台所



浴室



トイレ



廊下



和室



和室

